

令和7年度

北海道開拓の村 「ゴールデンウィーク」

キッチンカー出店者募集要項

1. 出店期間

令和7年5月3日（土）～令和7年5月6日（火）

※上記期間の内一日以上の出店

2. キッチンカー営業時間

営業時間 9：00～17：00まで

※準備（搬入）時間は8：00～9：00、片づけ（搬出）は17：00～18：00までに完了してください。

3. 出店場所

野外博物館 北海道開拓の村 旧札幌停車場入口広場前

（住所：札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1）

4. イベントテーマ

北海道産食材を使った料理

5. 出店者の条件について

（1）食品衛生法に基づく営業許可を有していること

（2）食品衛生責任者の資格を有していること

（3）生産物賠償責任保険に加入していること

（4）販売品目はイベントのテーマに適した料理を1品以上販売すること

（5）酒類の販売はしないこと

（6）開拓の村食堂で販売している同様品を提供しないこと

※開拓の村食堂のメニューについては北海道開拓の村のホームページをご確認ください。

（7）電気、調理用水及び排水タンク等の販売に必要なものを準備できること

（8）北海道暴力団の排除の推進に関する条例（北海道条例 平成22年12月17日条例第57号）に定める暴力団、暴力団員、及びその関係者でないこと

6. 注意事項

- (1) 出店時間は厳守すること。なお、完売等により出店予定時間より早く閉店する場合の撤収については、施設管理者に申し出ること。また搬入・搬出時間について超過が見込まれる場合についても事前に施設管理者へ申し出ること。
- (2) 火気及び発電機等を使用する場合には、消火器（国家検定合格之証のマークがついている業務用消火器）を設備し火災予防に努めること。なお、札幌市火災予防条例（第63条の4）に基づく届け出については、施設管理者が一括して行うため、申請時にキッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図を提出すること。
- (3) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないこと。なお、販売品目が変更になる場合は、事前に様式2「販売品目及び価格表」を施設管理者に再提出し、承認を得ること。
- (5) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。なお、キッチンカーが変更になる場合は事前に施設管理者に必要な書類を提出し、承認を得ること。
- (6) 出店を取りやめる場合は、必ず施設管理者に申し出ること。また、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体等で告知すること。
- (7) 出店に係る権利は、第三者に委託又は譲渡しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと。
 - ア 移動させる場合は、来場者及び他車両等に注意し、安全運転に努めること。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに施設管理者に申し出ること。
なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (9) 施設内の設備は利用できないため、電気、調理用水及び排水タンク等販売に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (10) 営業に使用する発電機等は、低公害、低雑音な機器とし、コード等に人が引っかからないよう養生する等の必要な安全措置を講じること。
- (11) 販売中はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- (12) 調理で発生したゴミは自主回収とし、野外にごみ箱を設置した場合には、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。また、排水についても出店者が管理し適正に処分すること。
- (13) 出店中にスピーカー等を利用してBGMや呼び込み等を流すことはしないこと。
- (14) 販売員には、施設利用者に不快な印象を与えることのないよう、常に良好なサービスを提供できる体制を整えること。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その状況を施設管理者に報告すること。
- (16) 撤収の際は、周辺を清掃するとともに原状回復をすること。
- (17) この要項または公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において、出店者に損害が生じても施

設管理者は補填及び賠償等の責任は一切負わない。

- (18) この要項に記載のない事項であっても、施設管理者が必要な措置と認めた場合は、出店者はその指示に従うこと。

7. 出店料について

1日 3,000円(税込)

支払方法：現金払いのみ ※領収書を発行いたします。

8. 募集事業者数

各日6事業者

9. 出店者の選定方法

【選定方法】

出店者は申込書類をご提出いただいた事業者から先着順とし、出店場所は施設管理者が指定させていただきます。

以下の場合については受付不可

- ・提出書類に不備がある
- ・「5. 出店者の条件について」の内容を満たしていない
- ・出店者としてふさわしくないと施設管理者が判断した場合

【選定後】

出店可否については、電話にて連絡させていただきます。

その後、施設管理者が出店を許可した事業者に出店許可証を発行し、当日のスケジュール、注意事項、搬入経路、出店場所等を記載した書類をお送りさせていただきます。

なお、出店日に出店許可証をご確認させていただきますので、必ずご持参ください。

10. 申請書の提出について

(1) 募集期間

令和7年3月14日(金)～令和7年4月13日(日)

(2) 申請方法

申込書類を持参、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法でご提出をお願いいたします。

※電話・口頭でのお申込みは受け付けておりませんので、ご了承ください。

【申込先・担当】 宛先：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部
住所：〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌50-1
FAX：011-898-2694
E-mail：info@kaitaku.or.jp

※メールでの申請は、申請書類すべてをPDF形式のファイルで送信してください。

(3) 申込書類

- ・キッチンカー出店許可申込書（様式 1）
- ・販売品目及び価格表（様式 2）
- ・保健所から交付された営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者資格を証する書類（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険等）証券（写し）
- ・出店するキッチンカーの車検証（写し）
- ・キッチンカー内部及び消火器の設置場所に係る略図

11. 入場者数（参考）

令和 4 年 5 月 3 日～5 月 6 日 3,931 名

令和 5 年 5 月 3 日～5 月 6 日 6,864 名

令和 6 年 5 月 3 日～5 月 6 日 5,145 名

12. 問い合わせ先

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 50-1（北海道開拓の村内）

一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部

TEL：011-898-2692 FAX：011-898-2694 E-mail：info@kaitaku.or.jp